

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
							業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金との 差額	
長崎市手数料条例														
	(1) 税その他の公課に 関する証明手数料	窓口又は郵送で交付する もの				300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	6	402	27	429	450	400円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	100	一律400円を改定後の額とする。
							6	402	13	415	450	100	一律400円を改定後の額とする。	
		多機能端末機で交付するもの			200	0	0	274	274	400	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。	
	(2) 営業・職業に関する証明手数料				300	6	402	22	424	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。	
	(3) 本籍、居住に関する証明手数料				300						400	100	一律400円を改定後の額とする。 ※実績なし	
	(4) 身元、身分に関する証明手数料				300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。	
	(5) 資格、経歴に関する証明手数料				300						400	100	一律400円を改定後の額とする。 ※実績なし	
	(6) 字図の閲覧手数料 ※令和8年3月末で廃止													
	(7) 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料				300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	12	804	13	817	450	400円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	100	一律400円を改定後の額とする。	
						36	2,412	0	2,412	450		100	一律400円を改定後の額とする。	
	(8) 非農地証明手数料				500	285	19,095	300	19,395	750	750	250		
	(9) 危険物タンク検査手数料	水張検査			6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置	
		水圧検査	容量600リットル以下のもの		6,000					6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置		
			容量600リットルを超えるもの		11,000				11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置			
	(10) 指定可燃物タンク検査手数料	水張検査	容量1万リットル以下のもの		6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置	
			容量1万リットルを超え100万リットル以下のもの		11,000				11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置			
			容量100万リットルを超え200万リットル以下のもの		15,000				15,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置			

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
			容量200万リットルを超えるもの			1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額						1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置
		水圧検査	容量600リットル以下のもの			6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置
			容量600リットルを超え1万リットル以下のもの			11,000						11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置
			容量1万リットルを超え2万リットル以下のもの			15,000						15,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置
			容量2万リットルを超えるもの			1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額						1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	0	長崎市手数料条例別表第2第10号を準用のため、据置
	(11) 印鑑登録証の交付手数料					300	20	1,340	81	1,421	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(12) 印鑑に関する証明手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300	5	335	45	380	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
		多機能端末機で交付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
	(13) 認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料					300	18	1,210	2	1,212	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(削除)													
	(15) 固定資産課税台帳記載事項に関する証明手数料					300円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額)	12	804	12	816	450	400円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額)	100	一律400円を改定後の額とする。
	(16) 住民基本台帳の閲覧手数料					300	2	134	34	168	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(17) 住民票の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
		多機能端末機で交付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
	(17)の2 除票の写しの交付手数料					300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(18) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料					300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(19) 他市町村の住民票の写しの交付手数料					300	8	536	1,981	2,517	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(20) 戸籍の附票の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
		多機能端末機で交付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
	(20)の2 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料					300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	(21) 優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき				130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	
		造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき				190,000	2,700	180,900	56,657	237,557	209,000	209,000	19,000	
		造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき				260,000	3,600	241,200	75,543	316,743	286,000	286,000	26,000	
		造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき				390,000	5,400	361,800	113,314	475,114	429,000	429,000	39,000	
		造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき				510,000	7,080	474,360	148,567	622,927	561,000	561,000	51,000	
		造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき				660,000	9,120	611,040	191,375	802,415	726,000	726,000	66,000	
		造成宅地の面積が10ヘクタール以上				870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	
	(22) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき				6,200	93	6,231	43	6,274	8,060	6,270	70	
		新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき				8,600	128	8,576	43	8,619	11,180	8,610	10	
		新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき				13,000	193	12,931	43	12,974	15,600	12,970	-30	
		新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき				35,000	523	35,041	43	35,084	42,000	35,080	80	
		新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき				43,000	643	43,081	43	43,124	51,600	43,120	120	
		新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき				58,000	868	58,156	43	58,199	69,600	58,190	190	
	(23) 優良宅地造成認定申請手数料					86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	
	(24) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき				6,200	93	6,231	43	6,274	8,060	6,270	70	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		新築住宅の床面積の合計 が100平方メートルを超 え500平方メートル以下 のとき				8,600	128	8,576	43	8,619	11,180	8,610	10	
		新築住宅の床面積の合計 が500平方メートルを超 え2,000平方メートル以 下のとき				13,000	193	12,931	43	12,974	15,600	12,970	-30	
		新築住宅の床面積の合計 が2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以 下のとき				35,000	523	35,041	43	35,084	42,000	35,080	80	
		新築住宅の床面積の合計 が1万平方メートルを超 えるとき				43,000	643	43,081	43	43,124	51,600	43,120	120	
	(25) 住宅用家屋証明申 請手数料					1,300	20	1,340	7	1,347	1,820	1,300	0	
	(26) 飲食店営業許可申 請手数料	下記以外の営業	新規			16,000	280	18,733	2,566	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			更新			12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		自動車、仮設等による営 業				7,200	94	6,265	2,566	8,830	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		臨時の営業				2,000	35	2,345	296	2,640	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(27) 調理の機能を有す る自動販売機により食品 を調理し、調理された食 品を販売する営業許可申 請手数料					7,200	94	6,265	2,395	8,659	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(28) 食肉販売業許可申 請手数料	新規				9,600	146	9,782	2,566	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				7,200	94	6,265	2,488	8,753	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(29) 魚介類販売業許可 申請手数料	下記以外の営業	新規			9,600	146	9,782	2,566	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			更新			7,200	94	6,265	2,598	8,862	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		自動車による営業				7,200	94	6,265	2,598	8,862	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(30) 魚介類競り売り営 業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(31) 集乳業許可申請手 数料	新規				9,600	146	9,782	2,565	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		更新				7,200	94	6,265	2,565	8,830	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(32) 乳処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(33) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(34) 食肉処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(35) 食品の放射線照射業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,566	21,005	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(36) 菓子製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(37) アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(38) 乳製品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(39) 清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(40) 食肉製品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(41) 水産製品製造業許可申請手数料	新規				16,000	280	18,733	2,566	21,299	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		更新				12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(42) 冰雪製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(43) 液卵製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(44) 食用油脂製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(45) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規				16,000	280	18,733	2,565	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(46) 酒類製造業許可申請手数料	新規				16,000	280	18,733	2,565	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				12,000	197	13,206	2,565	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(47) 豆腐製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(48) 納豆製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(49) 麺類製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(50) そうざい製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,438	2,566	21,003	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(51) 複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(52) 冷凍食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,566	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(53) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,438	2,565	21,003	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(54) 漬物製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(55) 密封包装食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(56) 食品の小分け業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(57) 添加物製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	削除													
	削除													
	削除													
	(61) 理容所又は美容所の検査手数料					16,000	310	20,770	651	21,420	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(62) 埋火改葬に関する証明手数料					300	12	804	5	809	450	400	100	
						300	45	3,015	22	3,037	450		100	
	(63) 興行場営業許可申請手数料	常設の営業				20,000	370	24,790	578	25,368	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		臨時又は仮設の営業				6,000	111	7,437	473	7,910	7,800	6,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(64) 旅館業許可申請手数料					22,000	415	27,805	643	28,447	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(65) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料					7,400	130	8,710	608	9,318	9,620	7,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(66) 浴場業許可申請手数料					22,000	410	27,470	607	28,077	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(67) 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料					13,000	320	21,440	344	21,784	15,600	15,000	2,000	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
	(68) 化製場設置許可申請手数料					21,000	480	32,160	344	32,504	25,200	25,000	4,000	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
	(69) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料					7,000	170	11,390	344	11,734	9,100	7,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(70) 病院開設許可手数料					41,000	712	47,704	428	48,132	49,200	41,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(71) 診療所開設許可手数料					18,000	322	21,574	230	21,804	21,600	18,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(72) 助産所開設許可手数料					11,000	189	12,663	207	12,870	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(73) 病院検査手数料	下記以外の場合				43,000	824	55,208	1,946	57,154	51,600	43,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				22,000	419	28,073	58	28,131	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(74) 診療所検査手数料	下記以外の場合				22,000	386	25,862	1,931	27,793	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				11,000	213	14,271	60	14,331	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(75) 助産所検査手数料	下記以外の場合				16,000	203	13,601	1,944	15,545	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				8,000	153	10,251	51	10,302	10,400	8,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(76) 死体保存許可手数料					3,400	51	3,417	200	3,617	4,420	3,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(77) クリーニング所検査手数料					16,000	310	20,770	470	21,240	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(78) 犬の登録手数料					3,000	45	3,015	886	3,901	3,900	3,900	900	
	(79) 狂犬病予防注射済票交付手数料					550	8	536	158	694	770	690	140	
	(80) 犬の鑑札の再交付手数料					1,600	26	1,742	105	1,847	2,240	1,840	240	
	(81) 狂犬病予防注射済票再交付手数料					340	7	469	53	522	510	510	170	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(82) 一般と畜場設置許可申請手数料					22,000	416	27,852	663	28,515	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(83) 簡易と畜場設置許可申請手数料					10,000	192	12,891	663	13,554	13,000	10,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(84) と畜検査手数料	普通と畜の場合	牛又は馬			500	11	717	0	717	750	500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			生後1年未満の牛又は馬			250	6	369	0	369	500	250	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			豚			250	6	369	0	369	500	250	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			山羊又はめん羊			150	3	228	0	228	300	150	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		勤務時間外又は切迫と畜の場合	牛又は馬			1,300	28	1,856	0	1,856	1,820	1,300	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			生後1年未満の牛又は馬			1,000	21	1,434	0	1,434	1,400	1,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			豚			650	14	938	0	938	910	650	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
			山羊又はめん羊			400	9	576	0	576	600	400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(85) 衛生検査所登録申請手数料					80,000	1,290	86,430	3,960	90,390	96,000	80,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(86) 衛生検査所登録証明書換え交付手数料					8,200	157	10,519	193	10,712	10,660	8,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(87) 衛生検査所登録証明書再交付手数料					8,200	157	10,519	200	10,719	10,660	8,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(88) 衛生検査所登録変更申請手数料					61,000	1,125	75,375	200	75,575	73,200	61,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(89) 薬局開設許可申請手数料					29,000	603	40,428	340	40,768	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(90) 薬局開設許可更新申請手数料					11,000	220	14,740	457	15,197	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(91) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料					5,700	108	7,223	333	7,556	7,410	5,700	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(92) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可更新申請手数料					4,400	82	5,507	333	5,840	5,720	4,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(93) 薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料					11,000	221	14,774	333	15,107	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(94) 薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料					5,600	105	7,062	448	7,509	7,280	5,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(95) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認申請手数料					90	2	101	12	113	180	90	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(96) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料					90	2	101	12	113	180	90	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(97) 医薬品販売業許可申請手数料					29,000	603	40,428	339	40,767	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(98) 医薬品販売業許可更新申請手数料					11,000	220	14,747	455	15,201	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(99) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料					29,000	603	40,428	336	40,764	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(100) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料					11,000	220	14,753	450	15,202	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(101) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請手数料					3,800	71	4,770	150	4,920	4,940	3,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(102) 薬局開設許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(103) 薬局開設許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(104) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(105) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(106) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(107) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(108) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(109) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(110) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(111) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(112) 毒物劇物販売業 登録申請手数料					14,700	299	20,046	336	20,383	17,640	14,700	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(113) 毒物劇物販売業 登録更新申請手数料					6,400	122	8,201	450	8,650	8,320	6,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(114) 毒物劇物販売業 登録票の書換え交付手数料					2,400	44	2,915	153	3,068	3,120	2,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(115) 毒物劇物販売業 登録票の再交付手数料					4,000	78	5,199	153	5,352	5,200	4,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(116) 一般廃棄物収集 運搬業許可申請手数料					14,000	270	18,090	345	18,435	16,800	16,800	2,800	
	(117) 一般廃棄物処分 業許可申請手数料					22,000	390	26,130	260	26,390	26,400	26,390	4,390	
	(118) 一般廃棄物収集 運搬業変更許可申請手数料					12,000	240	16,080	346	16,426	14,400	14,400	2,400	
	(119) 一般廃棄物処分 業変更許可申請手数料					20,000	360	24,120	346	24,466	24,000	24,000	4,000	
	(120) 一般廃棄物処理 施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第8条第4項に 規定する一般廃棄物処理 施設に係るもの				130,000	2,500	167,500	569	168,069	143,000	130,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		上記以外のもの				110,000	2,130	142,710	519	143,229	121,000	110,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管委員会	手数料の種類	区 分					① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(121) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの				120,000	2,290	153,430	439	153,869	132,000	120,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		上記以外のもの				100,000	1,970	131,990	599	132,589	120,000	100,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(122) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料					33,000	630	42,210	549	42,759	39,600	33,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(123) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料					20,000	360	24,120	559	24,679	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(124) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(125) 一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(126) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料					33,000	510	34,170	429	34,599	39,600	33,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(127) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料					20,000	360	24,120	559	24,679	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(128) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料					70,000	1,090	73,030	439	73,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(129) 産業廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(130) 使用済自動車の引取業者登録申請手数料					3,000	53	3,551	246	3,797	3,900	3,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(131) 使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料					3,000	53	3,551	246	3,797	3,900	3,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(132) 使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料					5,000	90	6,030	387	6,417	6,500	5,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(133) 使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料					5,000	90	6,030	387	6,417	6,500	5,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(134) 浄化槽清掃業許可申請手数料					2,000	285	19,095	3,488	22,583	2,800	2,800	800	
	(135) 浄化槽保守点検業登録手数料					32,500	590	39,530	8,720	48,250	39,000	33,600	1,100	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
	(136) 汚染土壌処理業許可申請手数料					240,000	4,650	311,550	3,071	314,621	264,000	240,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(137) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料					224,000	4,350	291,450	3,071	294,521	246,400	224,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(138) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料					222,000	4,290	287,430	3,071	290,501	244,200	222,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(139) 譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(140) 合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(141) 相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(142) 食鳥処理事業許可申請手数料					19,000	352	23,584	663	24,247	22,800	19,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(143) 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料					10,000	189	12,630	663	13,293	13,000	10,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(144) 食鳥検査手数料					4	0	7	0	7	8	4	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(145) 確認規程認定申請手数料					5,500	98	6,593	279	6,872	7,150	5,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(146) 確認規程変更認定申請手数料					2,300	39	2,626	279	2,905	2,990	2,300	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、３者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(147) 計量器定期検査手数料	非自動はかり	ア 検出部が電気式のものの又は光電式のものがあって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの		1,400	21	1,424	288	1,712	1,960	1,710	310	
				ひょう量が250キログラム以下のもの		1,800	26	1,742	288	2,030	2,520	2,020	220	
				ひょう量が500キログラム以下のもの		2,200	31	2,044	288	2,332	2,860	2,330	130	
				ひょう量が500キログラムを超えるもの		3,100	41	2,747	288	3,035	4,030	3,030	-70	
			イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの			250	8	503	288	791	500	500	250	
			ウ ア又はイに掲げるものの以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの		500	11	737	288	1,025	750	750	250	
				ひょう量が250キログラム以下のもの		900	16	1,039	288	1,326	1,260	1,260	360	
				ひょう量が500キログラム以下のもの		1,500	23	1,508	288	1,796	2,100	1,790	290	
				ひょう量が1トン以下のもの		2,100	30	1,977	288	2,265	2,730	2,260	160	
				ひょう量が2トン以下のもの		3,700	60	4,020	288	4,308	4,810	4,300	600	
				ひょう量が5トン以下のもの		6,900	97	6,499	288	6,787	8,970	6,780	-120	
				ひょう量が10トン以下のもの		10,700	141	9,447	288	9,735	12,840	9,730	-970	
				ひょう量が20トン以下のもの		15,000	191	12,764	288	13,052	18,000	13,050	-1,950	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
				ひょう量が30トン以下の もの		19,100	238	15,929	288	16,217	22,920	16,210	-2,890	
				ひょう量が40トン以下の もの		21,600	267	17,856	288	18,144	25,920	18,140	-3,460	
				ひょう量が50トン以下の もの		29,800	361	24,170	288	24,458	35,760	24,450	-5,350	
				ひょう量が50トンを超え るもの		51,200	607	40,652	288	40,940	61,440	40,930	-10,270	
			最小の目量（隣接する目 盛標識のそれぞれが表す 物象の状態の量の差をい う。）又は表記された感 量（質量計が反応するこ とができる質量の最小の 変化をいう。）がひょう 量の1万分の1未満のもの にあつては、アからウま でに掲げる金額の2倍の 額とする。										0	
			分銅又は定量おもり若し くは定量増おもり			10	0	14	0	14	20	10	0	
	(148) 適正計量管理事 業所指定検査手数料					7,400	120	8,040	0	8,040	9,620	8,040	640	
	(149) 海難報告書の認 証手数料					300						300	0	
	(150) 建築物に関する 確認申請等手数料	ア 建築物を建築する場 合（イ及びウに掲げる場 合並びにエ及びオに掲げ る移転する場合を除 く。）は、当該建築に係 る部分の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ア） 30平方メートル 以内のもの				8,000						8,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（イ） 30平方メートル を超え100平方メートル 以内のもの				18,000						18,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ウ） 100平方メート ルを超え200平方メート ル以内のもの				31,000						31,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（エ） 200平方メート ルを超え500平方メート ル以内のもの				42,000						42,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（オ） 500平方メート ルを超え1,000平方メー トル以内のもの				66,000						66,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（カ） 1,000平方メー トルを超え2,000平方 メートル以内のもの				97,000						97,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（キ） 2,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの				231,000						231,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ク） 1万平方メート ルを超え5万平方メート ル以内のもの				335,000						335,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				561,000						561,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第2項（これらの規定を建築物省エネ法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）を建築する場合（ウに掲げる場合を除く。）は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ア) 一戸建て住宅で200平方メートル未満のもの				アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(イ) 一戸建て住宅で200平方メートル以上のもの				アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ウ) 共同住宅等で300平方メートル未満のもの				アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額						アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(エ) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(オ) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額						アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(カ) 共同住宅等で 5,000平方メートル以上 のもの				アの規定による金 額に6万9,000円を 加算した金額						アの規定による 金額に6万9,000 円を加算した金 額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		ウ 確認を受けた建築物 の計画の変更をして建築 物を建築する場合（移転 する場合を除く。）は、 当該計画の変更に係る部 分の床面積に2分の1を乗 じて得た面積（床面積の 増加する部分にあつて は、当該増加する部分の 床面積）の合計に応じ、 アに掲げる区分				アに掲げる区分に よる金額						アに掲げる区分 による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		エ 建築物を移転（建築 基準法第86条の7第4項 の政令で定める範囲の移 転に限る。）し、その大 規模の修繕若しくは大規 模の模様替をし、又はそ の用途を変更する場合 （オに掲げる場合を除 く。）は、当該移転、修 繕、模様替又は用途の変 更に係る部分の床面積に 2分の1を乗じて得た面積 の合計に応じ、アに掲げ る区分				アに掲げる区分に よる金額						アに掲げる区分 による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		オ 確認を受けた建築物 の計画の変更をして建築 物を移転し、その大規模 の修繕若しくは大規模の 模様替をし、又はその用 途を変更する場合は、当 該計画の変更に係る部分 の床面積に2分の1を乗じ て得た面積の合計に応 じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分に よる金額						アに掲げる区分 による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(151) 建築物に関する 完了検査申請等手数料	ア 建築物を建築した場 合（イに掲げる場合及び ウに掲げる移転した場合 を除く。）は、当該建築 に係る部分の床面積の合 計に応じ、次に掲げる区 分										-	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ア) 30平方メートル 以内のもの				20,000						20,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(イ) 30平方メートル を超え100平方メートル 以内のもの				26,000						26,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ウ) 100平方メー トルを超え200平方メー トル以内のもの				38,000						38,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				43,000						43,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				59,000						59,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				80,000						80,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				193,000						193,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				282,000						282,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				493,000						493,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第4号ハに該当する場合（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。次号において同じ。）を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分												
		(ア) 30平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				アの規定による金額に6,000円を加算した金額						アの規定による金額に6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万円を加算した金額						アの規定による金額に1万円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額						アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額						アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分による金額						アに掲げる区分による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(152) 中間検査を受け た建築物に関する完了検 査申請等手数料	ア 建築物（当該建築物 が建築基準法第7条の3第 1項の特定工程に係る建 築物である場合に限る。 ウにおいて同じ。）を建 築した場合（移転した場 合を除く。）は、当該建 築に係る部分の床面積の 合計に応じ、次に掲げる 区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ア） 30平方メートル 以内のもの				16,000						16,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（イ） 30平方メートル を超え100平方メートル 以内のもの				23,000						23,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ウ） 100平方メー トルを超え200平方メー トル以内のもの				35,000						35,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（エ） 200平方メー トルを超え500平方メー トル以内のもの				40,000						40,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（オ） 500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以内のもの				55,000						55,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（カ） 1,000平方メー トルを超え2,000平方 メートル以内のもの				76,000						76,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（キ） 2,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの				182,000						182,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ク） 1万平方メー トルを超え5万平方メー トル以内のもの				268,000						268,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ケ） 5万平方メー トルを超えるもの				474,000						474,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		イ 建築物省エネ法第10 条第1項の規定が適用さ れる建築物を建築した場 合は、当該建築に係る部 分の床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ア） 30平方メートル 以内のもの				アの規定による金 額に4,000円を加算 した金額						アの規定による 金額に4,000円を 加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（イ） 30平方メートル を超え100平方メートル 以内のもの				アの規定による金 額に4,000円を加算 した金額						アの規定による 金額に4,000円を 加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		（ウ） 100平方メー トルを超え200平方メー トル以内のもの				アの規定による金 額に4,000円を加算 した金額						アの規定による 金額に4,000円を 加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				アの規定による金額に6,000円を加算した金額						アの規定による金額に6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万円を加算した金額						アの規定による金額に1万円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額						アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額						アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分による金額						アに掲げる区分による金額		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(153) 建築物に関する 中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ア) 30平方メートル以内のもの				15,000						15,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの				20,000						20,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの				32,000						32,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				38,000						38,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				52,000						52,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				70,000						70,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				159,000						159,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				239,000						239,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				430,000						430,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(154) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料					120,000						120,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(155) 道路位置指定申請手数料					50,000	1,098	73,566	1,452	75,018	60,000	60,000	10,000	
	(156) 道路位置指定変更申請手数料					50,000	1,098	73,566	1,452	75,018	60,000	60,000	10,000	
	(157) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,430	31,200	26,430	430	
	(158) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料					33,000	426	28,542	4,262	32,804	39,600	32,800	-200	
	(159) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料					33,000	426	28,542	4,262	32,804	39,600	32,800	-200	
	(160) 道路内における建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	
	(161) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(162) 壁面線外における建築許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(163) 用途地域における建築等許可申請手数料					180,000	2,166	145,122	31,947	177,069	198,000	177,060	-2,940	
	(164) 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料					120,000	1,728	115,776	922	116,698	132,000	116,690	-3,310	
	(165) 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料					140,000	1,998	133,866	3,126	136,992	154,000	136,990	-3,010	
	(166) 特殊建築物等敷地許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(167) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料					25,800	384	25,728	695	26,423	30,960	26,420	620	
	(168) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(169) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					32,600	426	28,542	4,723	33,265	39,120	33,260	660	
	(170) 建築物の敷地面積の許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(171) 建築物の高さの特例認定申請手数料					25,800	384	25,728	695	26,423	30,960	26,420	620	
	(172) 建築物の高さの許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
	(173) 建築物の高さの許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
	(174) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(175) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
	(176) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
	(177) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(178) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(179) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(180) 再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
	(181) 再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(182) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(183) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(184) 地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
	(185) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(186) 1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料					120,300	1,734	116,178	718	116,896	132,330	116,890	-3,410	
	(187) 1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料					160,300	1,902	127,434	29,652	157,086	176,330	157,080	-3,220	
	(188) 一団地内の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
		建築物の数が3以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(189) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
		建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(190) 一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
		建築物の数が3以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(191) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
		建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(192) 一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が建築物の数が2以上である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
						23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(193) 一般地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
		建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(194) 一般地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（一般地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
		建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
	(195) 一団地内の建築物の認定又は許可の取消し申請手数料					6,400	84	5,628	718	6,346	8,320	6,340	-60	
						12,000	168	11,256	718	11,974	14,400	11,970	-30	
	(196) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
	(197) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
	(198) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
	(199) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
	(200) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
	(201) 既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料					120,300	1,734	116,178	718	116,896	132,330	116,890	-3,410	
	(202) 既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料					160,300	1,902	127,434	29,552	156,986	176,330	156,980	-3,320	
	(203) 建築設備に関する確認申請等手数料	ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） （ア） 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）				13,000						13,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い 県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(イ) 小荷物専用昇降機				6,000						6,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(ア) 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）				9,000						9,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		(イ) 小荷物専用昇降機				4,000						4,000	4,000	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(204) 建築設備に関する完了検査申請等手数料	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合				17,000						17,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		小荷物専用昇降機を設置した場合				11,000						11,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(205) 工作物に関する確認申請等手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）				13,000						13,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合				9,000						9,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(206) 工作物に関する完了検査申請等手数料					12,000						12,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(207) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	
	(208) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	
	(209) マンションの容積率に関する特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
	(210) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合	(ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が1である場合			3,500	54	3,618	21	3,639	4,550	3,630	130	
			(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合			1,500	24	1,607	21	1,628	2,100	1,620	120	
		イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕計画の数が1である場合			24,900	380	25,460	21	25,481	29,880	25,480	580	
			(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合			14,300	219	14,674	21	14,695	17,160	14,690	390	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(211) マンション管理 計画変更認定申請手数料	ア マンション管理適正 化法第5条の4の認定を受 けた管理計画（以下「認 定管理計画」という。） に係る長期修繕計画の数 が1である場合				12,400	190	12,731	21	12,752	14,880	12,750	350	
		イ 認定管理計画に係る 長期修繕計画の数が2以 上である場合				7,100	110	7,371	21	7,392	9,230	7,390	290	
						14,300	219	14,674	21	14,695	17,160	14,690	390	
	(212) 長期優良住宅建 築等計画等の認定申請手 数料	ア 新築であつて長期優 良住宅の普及の促進に関 する法律(平成20年法律 第87号。以下「長期優良 住宅法」という。)第6条 第2項に規定する申出が ない場合	(ア) 住宅の品質確保の 促進等に関する法律(平 成11年法律第81号。以 下「品確法」という。)第 6条の2第5項に規定す る確認書(以下「確認 書」という。)若しくは 品確法第5条第1項に規 定する住宅性能評価書(以 下「性能評価書」とい う。)又はこれらの写し の添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		12,600	190	12,730	39	12,769	15,120	12,760	160	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等の場合 は、当該共同住宅等の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる区分	(a) 500平方メートル以 内のもの	22,500	340	22,780	39	22,819	27,000	22,810	310	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	35,500	535	35,845	39	35,884	42,600	35,880	380	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 1,000平方メートル を超え3,000平方メート ル以内のもの	62,400	940	62,980	39	63,019	74,880	63,010	610	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	96,200	1,450	97,150	39	97,189	115,440	97,180	980	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの	149,900	2,260	151,420	39	151,459	164,890	151,450	1,550	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの	249,500	3,760	251,920	39	251,959	274,450	251,950	2,450	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの	319,100	4,810	322,270	39	322,309	351,010	322,300	3,200	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(h) 3万平方メートルを 超えるもの	362,300	5,460	365,820	39	365,859	398,530	365,850	3,550	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) (ア)以外の場合		a 一戸建て住宅の場合		45,400	685	45,895	39	45,934	54,480	45,930	530	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等の場合 は、当該共同住宅等の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる区分	(a) 500平方メートル以 内のもの	106,100	1,600	107,200	39	107,239	116,710	107,230	1,130	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(b) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	169,500	2,555	171,185	39	171,224	186,450	171,220	1,720	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 1,000平方メートル を超え3,000平方メートル 以内のもの	334,400	5,040	337,680	39	337,719	367,840	337,710	3,310	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内のもの	598,500	9,020	604,340	39	604,379	658,350	604,370	5,870	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの	1,028,400	15,500	1,038,500	39	1,038,539	1,131,240	1,038,530	10,130	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの	1,902,200	28,670	1,920,890	39	1,920,929	2,092,420	1,920,920	18,720	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの	2,717,700	40,960	2,744,320	39	2,744,359	2,989,470	2,744,350	26,650	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(h) 3万平方メートルを 超えるもの	3,329,100	50,175	3,361,725	39	3,361,764	3,662,010	3,361,760	32,660	積算の一部が国通知で決まっているもの
	イ 新築であつて長期優 良住宅法第6条第2項に規 定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a	一戸建て住宅の場合		12,600	190	12,730	39	12,769	15,120	12,760	160	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) (ア)以外の場合				45,400	685	45,895	39	45,934	54,480	45,930	530	積算の一部が国通知で決まっているもの
	ウ 増築又は改築であつ て長期優良住宅法第6条 第2項に規定する申出が ない場合(ただし、アア 又はイにより認定を受け た場合にあっては、次号 ウ又はエの規定によ る。)	(ア) 確認書又はその写 しの添付がある場合	a	一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b	共同住宅等の場合 は、当該共同住宅等の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる区分	(a) 500平方メートル以 内のもの	33,500	505	33,835	39	33,874	40,200	33,870	370	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	54,900	828	55,443	39	55,482	65,880	55,480	580	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 1,000平方メートル を超え3,000平方メートル 以内のもの	91,200	1,375	92,125	39	92,164	109,440	92,160	960	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内のもの	146,000	2,200	147,400	39	147,439	160,600	147,430	1,430	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの	222,600	3,355	224,785	39	224,824	244,860	224,820	2,220	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの	377,800	5,695	381,565	39	381,604	415,580	381,600	3,800	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの	478,400	7,210	483,070	39	483,109	526,240	483,100	4,700	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(h) 3万平方メートルを超えるもの	543,100	8,185	548,395	39	548,434	597,410	548,430	5,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合			67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	158,900	2,395	160,465	39	160,504	174,790	160,500	1,600	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	253,900	3,828	256,443	39	256,482	279,290	256,480	2,580	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	501,300	7,555	506,185	39	506,224	551,430	506,220	4,920	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	897,400	13,525	906,175	39	906,214	987,140	906,210	8,810	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,542,300	23,245	1,557,415	39	1,557,454	1,696,530	1,557,450	15,150	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,853,000	43,000	2,881,000	39	2,881,039	3,138,300	2,881,030	28,030	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,076,200	61,435	4,116,145	39	4,116,184	4,483,820	4,116,180	39,980	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	4,993,300	75,258	5,042,253	39	5,042,292	5,492,630	5,042,290	48,990	積算の一部が国通知で決まっているもの	
	エ 増築又は改築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。)	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合			18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合			67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	積算の一部が国通知で決まっているもの
	オ 建築行為を伴わない既存住宅であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合			18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	33,500	505	33,835	39	33,874	40,200	33,870	370	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,900	828	55,443	39	55,482	65,880	55,480	580	積算の一部が国通知で決まっているもの	
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	91,200	1,375	92,125	39	92,164	109,440	92,160	960	積算の一部が国通知で決まっているもの	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内のもの	146,000	2,200	147,400	39	147,439	160,600	147,430	1,430	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの	222,600	3,355	224,785	39	224,824	244,860	224,820	2,220	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの	377,800	5,695	381,565	39	381,604	415,580	381,600	3,800	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの	478,400	7,210	483,070	39	483,109	526,240	483,100	4,700	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(h) 3万平方メートルを 超えるもの	543,100	8,185	548,395	39	548,434	597,410	548,430	5,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合			67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等の場合 は、当該共同住宅等の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる区分	(a) 500平方メートル以 内のもの		158,900	2,395	160,465	39	160,504	174,790	160,500	1,600	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの		253,900	3,828	256,443	39	256,482	279,290	256,480	2,580	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 1,000平方メートル を超え3,000平方メートル 以内のもの		501,300	7,555	506,185	39	506,224	551,430	506,220	4,920	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 3,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内のもの		897,400	13,525	906,175	39	906,214	987,140	906,210	8,810	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内のもの		1,542,300	23,245	1,557,415	39	1,557,454	1,696,530	1,557,450	15,150	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 1万平方メートルを 超え2万平方メートル以 内のもの		2,853,000	43,000	2,881,000	39	2,881,039	3,138,300	2,881,030	28,030	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(g) 2万平方メートルを 超え3万平方メートル以 内のもの		4,076,200	61,435	4,116,145	39	4,116,184	4,483,820	4,116,180	39,980	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(h) 3万平方メートルを 超えるもの		4,993,300	75,258	5,042,253	39	5,042,292	5,492,630	5,042,290	48,990	積算の一部が国通知で決まっているもの
		カ 建築行為を伴わない 既存住宅であつて長期優 良住宅法第6条第2項に規 定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
			イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(213) 認定を受けた長期 優良住宅建築等計画等 の変更認定申請手数料	ア 前号ア又はイにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		6,300	95	6,365	39	6,404	8,190	6,400	100	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		22,700	343	22,948	39	22,987	27,240	22,980	280	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		イ 前号ア又はイにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出があつた場 合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		6,300	95	6,365	39	6,404	8,190	6,400	100	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		22,700	343	22,948	39	22,987	27,240	22,980	280	積算の一部が国通知で決まっているもの
		ウ 前号ウ又はエにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出がない場合	(ア) 確認書又はその写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
		エ 前号ウ又はエにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出があつた場 合	(ア) 確認書又はその写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
		オ 前号オ又はカにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
		カ 前号オ又はカにより 認定を受けた住宅で長期 優良住宅法第6条第2項に 規定する申出があつた場 合	(ア) 確認書若しくは性 能評価書又はこれらの写 しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(214) 譲受人を決定し た場合における長期優良 住宅建築等計画等の認定 変更申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(215) 区分所有住宅の 管理者等が選任された場 合における長期優良住宅 建築等計画等の認定変更 申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(216) 長期優良住宅建 築等計画等の認定計画実 施者の地位の継承の承認 申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(217) 認定長期優良住 宅建築等計画に基づく建 築に係る住宅の容積率の 特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)の住宅の場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。)	a 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「低炭素建築物適合証」という。)の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと		33,800	510	34,170	39	34,209	40,560	34,200	400	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のと		24,900	380	25,460	39	25,499	29,880	25,490	590	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のと		17,200	260	17,420	39	17,459	20,640	17,450	250	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 低炭素建築物適合証の提出がある場合		4,600	70	4,690	39	4,729	5,980	4,720	120	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと	(a) 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計(以下この号において「共用部分床面積」という。)が300平方メートル以内の場合は、当該共同住宅等の住戸の数の合計(以下「共同住宅等住戸数」という。)に応じ、次に掲げる区分										
				I 一戸の場合		141,900	511	34,237	39	34,276	40,560	143,510	1,610	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				II 一戸を超え5戸以下の場合		176,400	1,030	69,010	39	69,049	81,960	178,280	1,880	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				III 5戸を超え10戸以下の場合		204,200	1,451	97,217	39	97,256	115,320	206,490	2,290	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				IV 10戸を超え25戸以下の場合		243,400	2,040	136,680	39	136,719	148,830	245,950	2,550	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				V 25戸を超え50戸以下の場合		302,400	2,930	196,310	39	196,349	213,730	305,580	3,180	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					VI 50戸を超え100戸以下の場合	386,600	4,200	281,400	39	281,439	306,350	390,670	4,070	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					VII 100戸を超え200戸以下の場合	485,400	5,689	381,163	39	381,202	415,030	490,440	5,040	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					VIII 200戸を超え300戸以下の場合	602,800	7,460	499,820	39	499,859	544,170	609,090	6,290	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					IX 300戸を超える場合	689,000	8,760	586,920	39	586,959	638,990	696,190	7,190	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
					I 1戸の場合	133,000	381	25,527	39	25,566	29,880	134,800	1,800	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					II 1戸を超え5戸以下の場合	158,000	760	50,920	39	50,959	60,480	160,190	2,190	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					III 5戸を超え10戸以下の場合	178,300	1,070	71,690	39	71,729	85,080	180,960	2,660	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					IV 10戸を超え25戸以下の場合	208,500	1,530	102,510	39	102,549	110,440	211,780	3,280	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					V 25戸を超え50戸以下の場合	254,400	2,230	149,410	39	149,449	160,930	258,680	4,280	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					VI 50戸を超え100戸以下の場合	322,000	3,260	218,420	39	218,459	235,290	327,690	5,690	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					VII 100戸を超え200戸以下の場合	403,400	4,500	301,500	39	301,539	324,830	410,770	7,370	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					VIII 200戸を超え300戸以下の場合	493,300	5,870	393,290	39	393,329	423,720	502,560	9,260	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					IX 300戸を超える場合	554,900	6,811	456,337	39	456,376	491,480	565,610	10,710	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
					I 1戸の場合	125,300	260	17,420	39	17,459	20,640	126,690	1,390	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					II 1戸を超え5戸以下の場合	140,600	489	32,763	39	32,802	39,000	142,040	1,440	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					III 5戸を超え10戸以下の場合	155,200	711	47,637	39	47,676	56,520	156,910	1,710	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。

所管委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					Ⅳ 10戸を超え25戸以下の場合	175,700	1,019	68,273	39	68,312	81,120	177,550	1,850	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					Ⅴ 25戸を超え50戸以下の場合	210,200	1,540	103,180	39	103,219	112,310	212,450	2,250	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					Ⅵ 50戸を超え100戸以下の場合	262,600	2,330	156,110	39	156,149	169,950	265,380	2,780	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					Ⅶ 100戸を超え200戸以下の場合	328,300	3,319	222,373	39	222,412	242,220	331,650	3,350	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					Ⅷ 200戸を超え300戸以下の場合	392,600	4,289	287,363	39	287,402	312,950	396,640	4,040	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
					Ⅸ 300戸を超える場合	431,700	4,881	327,027	39	327,066	355,960	436,300	4,600	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価109,240円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
				I 1戸の場合		13,900	70	4,690	39	4,729	5,980	14,130	230	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				II 1戸を超え5戸以下の場合		18,600	140	9,380	39	9,419	12,090	18,820	220	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				III 5戸を超え10戸以下の場合		25,200	240	16,080	39	16,119	19,080	25,520	320	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				IV 10戸を超え25戸以下の場合		35,800	400	26,800	39	26,839	31,800	36,240	440	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				V 25戸を超え50戸以下の場合		53,700	670	44,890	39	44,929	53,280	54,330	630	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				Ⅵ 50戸を超え100戸以下の場合		88,900	1,200	80,400	39	80,439	95,520	89,840	940	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				Ⅶ 100戸を超え200戸以下の場合		135,300	1,900	127,300	39	127,339	138,600	136,740	1,440	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				Ⅷ 200戸を超え300戸以下の場合		168,400	2,400	160,800	39	160,839	175,010	170,240	1,840	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
				Ⅸ 300戸を超える場合		179,100	2,560	171,520	39	171,559	186,780	180,960	1,860	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積別単価9,410円を端数処理後の額に加え、改定後の額とする。
		(エ) 住宅の部分を有しない建築物(以下「非住宅建築物」という。)の全体的場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分										
				(a) 300平方メートル以内の場合		238,700	3,600	241,200	39	241,239	262,570	241,230	2,530	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(b) 300平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内の場合	380,700	5,740	384,580	39	384,619	418,770	384,610	3,910	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 2,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内の場合	541,800	8,170	547,390	39	547,429	595,980	547,420	5,620	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内の場合	664,500	10,020	671,340	39	671,379	730,950	671,370	6,870	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 1万平方メートルを 超え2万5,000平方メートル 以内の場合	783,200	11,810	791,270	39	791,309	861,520	791,300	8,100	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 2万5,000平方メー トルを超える場合	893,900	13,480	903,160	39	903,199	983,290	903,190	9,290	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 低炭素建築物適合証 の提出がある場合	1棟の建築物の床面積の 合計に応じ、次に掲げる 区分									
					(a) 300平方メートル以 内の場合	9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 300平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内の場合	26,500	400	26,800	39	26,839	31,800	26,830	330	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 2,000平方メートル を超え5,000平方メートル 以内の場合	79,600	1,200	80,400	39	80,439	95,520	80,430	830	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル を超え1万平方メートル 以内の場合	126,000	1,900	127,300	39	127,339	138,600	127,330	1,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(e) 1万平方メートルを 超え2万5,000平方メートル 以内の場合	159,100	2,400	160,800	39	160,839	175,010	160,830	1,730	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(f) 2万5,000平方メー トルを超える場合	198,900	3,000	201,000	39	201,039	218,790	201,030	2,130	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(219) 低炭素建築物新 築等計画の変更認定申請 手数料	ア 低炭素化促進法第54 条第2項に規定する申出 がない場合	(ア) 一戸建て住宅の住 宅のみの場合(ただし、 住宅以外の用途に供する 部分を有する一戸建て住 宅の建築物の全体の申請 を併せて行う場合にあつ ては、(ウ)の規定によ る。)	a 低炭素建築物適合証 の提出がない場合であつ て、評価手法が標準計算 法のと看		16,900	255	17,085	39	17,124	20,280	17,120	220	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 低炭素建築物適合証 の提出がない場合であつ て、評価手法が仕様・計 算併用法のと看		12,400	190	12,730	39	12,769	14,880	12,760	360	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 低炭素建築物適合証 の提出がない場合であつ て、評価手法が仕様基準 のと看		8,600	130	8,710	39	8,749	11,180	8,740	140	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 低炭素建築物適合証 の提出がある場合		2,300	35	2,345	39	2,384	2,990	2,380	80	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分			現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(イ) 共同住宅等の住棟 全体の場合	a 低炭素建築物適合証 の提出がない場合であつ て、評価手法が標準計算 法のとき	(a) 当該共同住宅等の 共用部分の計画変更に係 る床面積の合計の2分の1 の面積(床面積が増加す る場合にあっては、これ に当該増加する床面積を 加算した面積)(以下この 号において「共用部分変 更床面積」という。)が 300平方メートル以内の 場合は、共同住宅等住戸 数に応じ、次に掲げる区 分									
				I 1戸の場合	125,000	255	17,092	39	17,131	137,500	126,370	1,370	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				II 1戸を超え5戸以下の 場合	142,200	515	34,485	39	34,524	156,420	143,760	1,560	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				III 5戸を超え10戸以下 の場合	156,100	725	48,582	39	48,621	171,710	157,860	1,760	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				IV 10戸を超え25戸以下 の場合	175,700	1,020	68,320	39	68,359	193,270	177,590	1,890	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				V 25戸を超え50戸以下 の場合	205,200	1,465	98,135	39	98,174	225,720	207,410	2,210	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				VI 50戸を超え100戸以下 の場合	247,300	2,100	140,680	39	140,719	272,030	249,950	2,650	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				VII 100戸を超え200戸 以下の場合	296,700	2,844	190,568	39	190,607	326,370	299,840	3,140	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				VIII 200戸を超え300戸 以下の場合	355,400	3,730	249,890	39	249,929	390,940	359,160	3,760	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				IX 300戸を超える場合	398,500	4,380	293,440	39	293,479	438,350	402,710	4,210	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
			b 低炭素建築物適合証 の提出がない場合であつ て、評価手法が仕様・計 算併用法のとき	(a) 共用部分変更床面 積が300平方メートル以 内の場合は、共同住宅等 住戸数に応じ、次に掲げ る区分									
				I 1戸の場合	120,500	190	12,750	39	12,789	132,550	122,020	1,520	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				II 1戸を超え5戸以下の 場合	133,000	380	25,440	39	25,479	146,300	134,710	1,710	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				III 5戸を超え10戸以下 の場合	143,200	535	35,825	39	35,864	157,520	145,100	1,900	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				IV 10戸を超え25戸以下 の場合	158,300	765	51,235	39	51,274	174,130	160,510	2,210	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					V 25戸を超え50戸以下の場合	181,200	1,115	74,685	39	74,724	199,320	183,960	2,760	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VI 50戸を超え100戸以下の場合	215,000	1,630	109,190	39	109,229	236,500	218,460	3,460	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VII 100戸を超え200戸以下の場合	255,700	2,250	150,730	39	150,769	281,270	260,000	4,300	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VIII 200戸を超え300戸以下の場合	300,700	2,935	196,625	39	196,664	330,770	305,900	5,200	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					IX 300戸を超える場合	331,500	3,405	228,142	39	228,181	364,650	337,420	5,920	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分									
					I 1戸の場合	116,700	130	8,690	39	8,729	128,370	117,960	1,260	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					II 1戸を超え5戸以下の場合	124,300	244	16,368	39	16,407	136,730	125,640	1,340	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					III 5戸を超え10戸以下の場合	131,600	355	23,792	39	23,831	144,760	133,070	1,470	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					IV 10戸を超え25戸以下の場合	141,900	509	34,116	39	34,156	156,090	143,390	1,490	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					V 25戸を超え50戸以下の場合	159,100	770	51,570	39	51,609	175,010	160,840	1,740	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VI 50戸を超え100戸以下の場合	185,300	1,165	78,035	39	78,074	203,830	187,310	2,010	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VII 100戸を超え200戸以下の場合	218,200	1,659	111,166	39	111,206	240,020	220,440	2,240	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					VIII 200戸を超え300戸以下の場合	250,300	2,144	143,661	39	143,701	275,330	252,940	2,640	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
					IX 300戸を超える場合	269,900	2,440	163,500	39	163,539	296,890	272,770	2,870	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価109,240円を加え、改定後の額とする。
				d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分									
					I 1戸の場合	11,600	35	2,325	39	2,364	13,920	11,770	170	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					II 1戸を超え5戸以下の場合	13,900	70	4,670	39	4,709	16,680	14,110	210	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					Ⅲ 5戸を超え10戸以下 の場合	17,200	120	8,020	39	8,059	20,640	17,460	260	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅳ 10戸を超え25戸以下 の場合	22,500	200	13,380	39	13,419	27,000	22,820	320	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅴ 25戸を超え50戸以下 の場合	31,500	335	22,425	39	22,464	37,800	31,870	370	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅵ 50戸を超え100戸以下 の場合	49,100	600	40,180	39	40,219	58,920	49,620	520	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅶ 100戸を超え200戸 以下の場合	72,300	950	63,630	39	63,669	86,760	73,070	770	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅷ 200戸を超え300戸 以下の場合	88,800	1,200	80,380	39	80,419	106,560	89,820	1,020	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
					Ⅸ 300戸を超える場合	94,200	1,280	85,740	39	85,779	113,040	95,180	980	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。
	(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の 適合性判定手数料	ア 一戸建て住宅の場合	ア 評価手法が標準計算 法の場合は、当該一戸建 て住宅の床面積の合計に 応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未 満のもの		33,800	510	34,170	37	34,207	40,560	34,200	400	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以 上のもの		37,800	570	38,190	37	38,227	45,360	38,220	420	積算の一部が国通知で決まっているもの
			ブ 評価手法が仕様・計 算併用法の場合は、当該 一戸建て住宅の床面積の 合計に応じ、次に掲げる 区分	(a) 200平方メートル未 満のもの		25,200	380	25,460	37	25,497	30,240	25,490	290	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以 上のもの		27,800	420	28,140	37	28,177	33,360	28,170	370	積算の一部が国通知で決まっているもの
			ク 評価手法が仕様基準 の場合は、当該一戸建て 住宅の床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未 満のもの		17,200	260	17,420	37	17,457	20,640	17,450	250	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以 上のもの		18,600	280	18,760	37	18,797	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
		イ 共同住宅等の場合	ア 評価手法が標準計算 法の場合は、当該共同住 宅等の床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未 満のもの		68,300	1,030	69,010	37	69,047	81,960	69,040	740	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの		114,000	1,720	115,240	37	115,277	125,400	115,270	1,270	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの		194,300	2,930	196,310	37	196,347	213,730	196,340	2,040	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル 以上のもの		278,500	4,200	281,400	37	281,437	306,350	281,430	2,930	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分			現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		50,400	760	50,920	37	50,957	60,480	50,950	550	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		84,900	1,280	85,760	37	85,797	101,880	85,790	890	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		147,900	2,230	149,410	37	149,447	162,690	149,440	1,540	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの		216,200	3,260	218,420	37	218,457	237,820	218,450	2,250	積算の一部が国通知で決まっているもの
		c 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		32,500	490	32,830	37	32,867	39,000	32,860	360	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		56,400	851	57,017	37	57,054	67,680	57,050	650	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		102,100	1,540	103,180	37	103,217	112,310	103,210	1,110	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの		154,500	2,330	156,110	37	156,147	169,950	156,140	1,640	積算の一部が国通知で決まっているもの
	ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		18,600	280	18,760	37	18,797	22,320	18,790	190	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		37,100	560	37,520	37	37,557	44,520	37,550	450	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		94,200	1,420	95,140	37	95,177	113,040	95,170	970	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		141,900	2,140	143,380	37	143,417	156,090	143,410	1,510	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		176,400	2,660	178,220	37	178,257	194,040	178,250	1,850	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(f) 2万5,000平方メートル以上のもの		218,800	3,300	221,100	37	221,137	240,680	221,130	2,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
		b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		22,500	340	22,780	37	22,817	27,000	22,810	310	積算の一部が国通知で決まっているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		42,400	640	42,880	37	42,917	50,880	42,910	510	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
				(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの		100,800	1,520	101,840	37	101,877	110,880	101,870	1,070	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル 以上1万平方メートル未 満のもの		149,200	2,251	150,817	37	150,854	164,120	150,850	1,650	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以 上2万5,000平方メートル 未満のもの		184,300	2,780	186,260	37	186,297	202,730	186,290	1,990	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メー トル以上のもの		228,100	3,440	230,480	37	230,517	250,910	230,510	2,410	積算の一部が国通知で決まっているもの
	エ アからウまで以外 の場合	a 非住宅建築物の評価 手法が国土交通大臣が定 める簡易な評価方法の場 合は、当該非住宅建築物 の床面積の合計に応じ、 次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未 満のもの		86,200	1,300	87,100	37	87,137	103,440	87,130	930	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの		144,600	2,180	146,060	37	146,097	159,060	146,090	1,490	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの		234,100	3,530	236,510	37	236,547	257,510	236,540	2,440	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル 以上1万平方メートル未 満のもの		305,700	4,611	308,937	37	308,974	336,270	308,970	3,270	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以 上2万5,000平方メートル 未満のもの		367,400	5,540	371,180	37	371,217	404,140	371,210	3,810	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メー トル以上のもの		431,000	6,500	435,500	37	435,537	474,100	435,530	4,530	積算の一部が国通知で決まっているもの
		b 非住宅建築物の評価 手法が標準入力法又は主 要室入力法の場合は、当 該非住宅建築物の床面積 の合計に応じ、次に掲げ る区分		(a) 300平方メートル未 満のもの		225,500	3,400	227,800	37	227,837	248,050	227,830	2,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの		364,700	5,500	368,500	37	368,537	401,170	368,530	3,830	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの		520,600	7,850	525,950	37	525,987	572,660	525,980	5,380	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル 以上1万平方メートル未 満のもの		641,300	9,670	647,890	37	647,927	705,430	647,920	6,620	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以 上2万5,000平方メートル 未満のもの		758,000	11,430	765,810	37	765,847	833,800	765,840	7,840	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メー トル以上のもの		864,800	13,040	873,680	37	873,717	951,280	873,710	8,910	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア 一戸建て住宅の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの		16,900	255	17,085	37	17,122	20,280	17,120	220	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの		18,900	285	19,095	37	19,132	22,680	19,130	230	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの		12,600	190	12,730	37	12,767	15,120	12,760	160	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの		13,900	210	14,070	37	14,107	16,680	14,100	200	積算の一部が国通知で決まっているもの
			c 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの		8,600	130	8,710	37	8,747	11,180	8,740	140	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの		9,300	140	9,380	37	9,417	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
		イ 共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		34,100	515	34,505	37	34,542	40,920	34,540	440	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		57,000	860	57,620	37	57,657	68,400	57,650	650	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		97,100	1,465	98,155	37	98,192	116,520	98,190	1,090	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの		139,200	2,100	140,700	37	140,737	153,120	140,730	1,530	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		25,200	380	25,460	37	25,497	30,240	25,490	290	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		42,400	640	42,880	37	42,917	50,880	42,910	510	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		73,900	1,115	74,705	37	74,742	88,680	74,740	840	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの		108,100	1,630	109,210	37	109,247	118,910	109,240	1,140	積算の一部が国通知で決まっているもの
			c 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		16,200	245	16,415	37	16,452	19,440	16,450	250	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分			現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,200	426	28,542	37	28,579	33,840	28,570	370	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,000	770	51,590	37	51,627	61,200	51,620	620	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	77,200	1,165	78,055	37	78,092	92,640	78,090	890	積算の一部が国通知で決まっているもの
	ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	37	9,417	12,090	9,410	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	18,500	280	18,760	37	18,797	22,200	18,790	290	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,100	710	47,570	37	47,607	56,520	47,600	500	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	70,900	1,070	71,690	37	71,727	85,080	71,720	820	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	88,200	1,330	89,110	37	89,147	105,840	89,140	940	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	109,400	1,650	110,550	37	110,587	120,340	110,580	1,180	積算の一部が国通知で決まっているもの
		b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの	11,200	170	11,390	37	11,427	13,440	11,420	220	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,200	319	21,373	37	21,410	25,440	21,410	210	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	50,400	760	50,920	37	50,957	60,480	50,950	550	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	74,600	1,125	75,375	37	75,412	89,520	75,410	810	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	92,100	1,390	93,130	37	93,167	110,520	93,160	1,060	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	114,000	1,720	115,240	37	115,277	125,400	115,270	1,270	積算の一部が国通知で決まっているもの
	エ アからウまで以外の場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの	43,100	650	43,550	37	43,587	51,720	43,580	480	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分			現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,300	1,090	73,030	37	73,067	86,760	73,060	760	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	1,765	118,255	37	118,292	128,700	118,290	1,290	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	2,305	154,435	37	154,472	168,080	154,470	1,670	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	2,770	185,590	37	185,627	202,070	185,620	1,920	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	215,500	3,250	217,750	37	217,787	237,050	217,780	2,280	積算の一部が国通知で決まっているもの
		b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		112,700	1,700	113,900	37	113,937	123,970	113,930	1,230	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	182,300	2,750	184,250	37	184,287	200,530	184,280	1,980	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	260,300	3,925	262,975	37	263,012	286,330	263,010	2,710	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	320,600	4,834	323,878	37	323,915	352,660	323,910	3,310	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	379,000	5,715	382,905	37	382,942	416,900	382,940	3,940	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	432,400	6,520	436,840	37	436,877	475,640	436,870	4,470	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が当該計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「建築物省エネ適合証」という。)又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分									積算の一部が国通知で決まっているもの
					4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	
				(b) 200平方メートル以上のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,900	300	20,100	28	20,128	23,880	20,120	220	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,400	670	44,890	28	44,918	53,280	44,910	510	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル以上のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	33,800	510	34,170	28	34,198	40,560	34,190	390	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの	37,800	570	38,190	28	38,218	45,360	38,210	410	410	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	68,300	1,030	69,010	28	69,038	81,960	69,030	730	730	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000	1,720	115,240	28	115,268	125,400	115,260	1,260	1,260	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,300	2,930	196,310	28	196,338	213,730	196,330	2,030	2,030	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	278,500	4,200	281,400	28	281,428	306,350	281,420	2,920	2,920	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	24,900	380	25,460	28	25,488	29,880	25,480	580	580	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの	27,500	420	28,140	28	28,168	33,000	28,160	660	660	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	49,800	760	50,920	28	50,948	59,760	50,940	1,140	1,140	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,000	1,280	85,760	28	85,788	100,800	85,780	1,780	1,780	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	146,300	2,230	149,410	28	149,438	160,930	149,430	3,130	3,130	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	213,900	3,260	218,420	28	218,448	235,290	218,440	4,540	4,540	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分			現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	17,200	260	17,420	28	17,448	20,640	17,440	240	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの	18,500	280	18,760	28	18,788	22,200	18,780	280	積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	32,500	490	32,830	28	32,858	39,000	32,850	350	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,300	850	56,950	28	56,978	67,560	56,970	670	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,100	1,540	103,180	28	103,208	112,310	103,200	1,100	積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	154,500	2,330	156,110	28	156,138	169,950	156,130	1,630	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,500	400	26,800	28	26,828	31,800	26,820	320	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	126,000	1,900	127,300	28	127,328	138,600	127,320	1,320	積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	159,100	2,400	160,800	28	160,828	175,010	160,820	1,720	積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メートル以上のもの	198,900	3,000	201,000	28	201,028	218,790	201,020	2,120	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	86,200	1,300	87,100	28	87,128	103,440	87,120	920	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,500	2,180	146,060	28	146,088	158,950	146,080	1,580	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,100	3,530	236,510	28	236,538	257,510	236,530	2,430	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	305,700	4,610	308,870	28	308,898	336,270	308,890	3,190	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					e 1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	367,400	5,540	371,180	28	371,208	404,140	371,200	3,800	積算の一部が国通知で決まっているもの
					f 2万5,000平方メート ル以上のもの	431,000	6,500	435,500	28	435,528	474,100	435,520	4,520	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(キ) 建築物省エネ適合 証又は性能評価書の添付 があるもの((ア)又は (オ)に掲げる場合を除 く。)	非住宅建築物で評価手法 が標準入力法又は主要室 入力法の場合は、当該非 住宅建築物の床面積の合 計に応じ、次に掲げる区 分	a 300平方メートル未満 のもの	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	100	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	26,500	400	26,800	28	26,828	31,800	26,820	320	320	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	820	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未満 のもの	126,000	1,900	127,300	28	127,328	138,600	127,320	1,320	1,320	積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	159,100	2,400	160,800	28	160,828	175,010	160,820	1,720	1,720	積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メート ル以上のもの	198,900	3,000	201,000	28	201,028	218,790	201,020	2,120	2,120	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(ク) 建築物省エネ適合 証又は性能評価書の添付 がないもの((イ)から (エ)まで又は(カ)に掲 げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法 が標準入力法又は主要室 入力法の場合は、当該非 住宅建築物の床面積の合 計に応じ、次に掲げる区 分	a 300平方メートル未満 のもの	225,500	3,400	227,800	28	227,828	248,050	227,820	2,320	2,320	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	364,700	5,500	368,500	28	368,528	401,170	368,520	3,820	3,820	積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	520,600	7,850	525,950	28	525,978	572,660	525,970	5,370	5,370	積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未満 のもの	641,300	9,670	647,890	28	647,918	705,430	647,910	6,610	6,610	積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	758,000	11,430	765,810	28	765,838	833,800	765,830	7,830	7,830	積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メート ル以上のもの	864,700	13,040	873,680	28	873,708	951,170	873,700	9,000	9,000	積算の一部が国通知で決まっているもの
	(223) 複数の建築物の 連携による建築物エネル ギー消費性能向上計画の 認定申請手数料				計画に係る一の建 築物ごとの前号に 掲げる区分に応じ た金額を合計した 金額							計画に係る一の 建築物ごとの前 号に掲げる区分 に応じた金額を 合計した金額		

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	ア 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	2,300	35	2,345	28	2,373	2,990	2,370	70	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 200平方メートル以上のもの	2,300	35	2,345	28	2,373	2,990	2,370	70	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9,900	150	10,050	28	10,078	12,870	10,070	170	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,200	335	22,445	28	22,473	26,640	22,470	270	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル以上のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	16,900	255	17,085	28	17,113	20,280	17,110	210	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 200平方メートル以上のもの	18,900	285	19,095	28	19,123	22,680	19,120	220	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	34,100	515	34,505	28	34,533	40,920	34,530	430	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000	860	57,620	28	57,648	68,400	57,640	640	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,100	1,465	98,155	28	98,183	116,520	98,180	1,080	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル以上のもの	139,200	2,100	140,700	28	140,728	153,120	140,720	1,520	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	12,400	190	12,730	28	12,758	14,880	12,750	350	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 200平方メートル以上のもの	13,700	210	14,070	28	14,098	16,440	14,090	390	積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	24,900	380	25,460	28	25,488	29,880	25,480	580	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000	640	42,880	28	42,908	50,400	42,900	900	積算の一部が国通知で決まっているもの

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの	73,100	1,115	74,705	28	74,733	87,720	74,730	1,630	積算の一部が国通知で決まっているもの
					(d) 5,000平方メートル 以上のもの	106,900	1,630	109,210	28	109,238	117,590	109,230	2,330	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(エ) 建築物省エネ適合 証又は性能評価書の添付 がないもの((イ)、 (ウ)、(カ)又は(ク)に掲 げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価 手法が仕様・計算併用法 の場合は、当該一戸建て 住宅の床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未 満のもの	8,600	130	8,710	28	8,738	11,180	8,730	130		積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 200平方メートル以 上のもの	9,200	140	9,380	28	9,408	11,960	9,400	200		積算の一部が国通知で決まっているもの
			b 共同住宅等で評価手 法が仕様・計算併用法の 場合は、当該共同住宅等 の床面積の合計に応じ、 次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未 満のもの	16,200	245	16,415	28	16,443	19,440	16,440	240		積算の一部が国通知で決まっているもの
				(b) 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	28,100	425	28,475	28	28,503	33,720	28,500	400		積算の一部が国通知で決まっているもの
				(c) 2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの	51,000	770	51,590	28	51,618	61,200	51,610	610		積算の一部が国通知で決まっているもの
				(d) 5,000平方メートル 以上のもの	77,200	1,165	78,055	28	78,083	92,640	78,080	880		積算の一部が国通知で決まっているもの
		(オ) 建築物省エネ適合 証又は性能評価書の添付 があるもの((ア)又は (キ)に掲げる場合を除 く。)	非住宅建築物で評価手法 が国土交通大臣が定める 簡易な評価方法の場合 は、当該非住宅建築物の 床面積の合計に応じ、次 に掲げる区分	a 300平方メートル未満 のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110		積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	13,200	200	13,400	28	13,428	15,840	13,420	220		積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420		積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以 上1万平方メートル未満 のもの	63,000	950	63,650	28	63,678	75,600	63,670	670		積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上 2万5,000平方メートル未 満のもの	79,500	1,200	80,400	28	80,428	95,400	80,420	920		積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メート ル以上のもの	99,400	1,500	100,500	28	100,528	119,280	100,520	1,120		積算の一部が国通知で決まっているもの
		(カ) 建築物省エネ適合 証又は性能評価書の添付 がないもの((イ)から (エ)まで又は(ク)に掲 げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法 が国土交通大臣が定める 簡易な評価方法の場合 は、当該非住宅建築物の 床面積の合計に応じ、次 に掲げる区分	a 300平方メートル未満 のもの	43,100	650	43,550	28	43,578	51,720	43,570	470		積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	72,200	1,090	73,030	28	73,058	86,640	73,050	850		積算の一部が国通知で決まっているもの

所管委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
					c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	1,765	118,255	28	118,283	128,700	118,280	1,280	積算の一部が国通知で決まっているもの
					d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	2,305	154,435	28	154,463	168,080	154,460	1,660	積算の一部が国通知で決まっているもの
					e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	2,770	185,590	28	185,618	202,070	185,610	1,910	積算の一部が国通知で決まっているもの
					f 2万5,000平方メートル以上のもの	215,500	3,250	217,750	28	217,778	237,050	217,770	2,270	積算の一部が国通知で決まっているもの
		(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110		積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,200	200	13,400	28	13,428	15,840	13,420	220		積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420		積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000	950	63,650	28	63,678	75,600	63,670	670		積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,500	1,200	80,400	28	80,428	95,400	80,420	920		積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メートル以上のもの	99,400	1,500	100,500	28	100,528	119,280	100,520	1,120		積算の一部が国通知で決まっているもの
		(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	112,700	1,700	113,900	28	113,928	123,970	113,920	1,220		積算の一部が国通知で決まっているもの
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	182,300	2,750	184,250	28	184,278	200,530	184,270	1,970		積算の一部が国通知で決まっているもの
				c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	260,300	3,925	262,975	28	263,003	286,330	263,000	2,700		積算の一部が国通知で決まっているもの
				d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	320,600	4,835	323,945	28	323,973	352,660	323,970	3,370		積算の一部が国通知で決まっているもの
				e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	379,000	5,715	382,905	28	382,933	416,900	382,930	3,930		積算の一部が国通知で決まっているもの
				f 2万5,000平方メートル以上のもの	432,300	6,520	436,840	28	436,868	475,530	436,860	4,560		積算の一部が国通知で決まっているもの
	(225) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの				21,000	210	14,070	7,915	21,985	25,200	21,980	980	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		盛土又は切土をする土地 の面積が500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以内のもの				32,000	315	21,105	11,872	32,977	38,400	32,970	970	
		盛土又は切土をする土地 の面積が1,000平方メー トルを超え2,000平方 メートル以内のもの				44,000	430	28,810	16,207	45,017	52,800	45,010	1,010	
		盛土又は切土をする土地 の面積が2,000平方メー トルを超え3,000平方 メートル以内のもの				62,000	600	40,200	22,641	62,841	74,400	62,840	840	
		盛土又は切土をする土地 の面積が3,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のもの				72,000	695	46,565	26,194	72,759	86,400	72,750	750	
		盛土又は切土をする土地 の面積が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの				96,000	925	61,975	34,863	96,838	115,200	96,830	830	
		盛土又は切土をする土地 の面積が1万平方メー トルを超え2万平方メー トル以内のもの				150,000	1,450	97,150	54,650	151,800	165,000	151,800	1,800	
		盛土又は切土をする土地 の面積が2万平方メー トルを超え4万平方メー トル以内のもの				228,000	2,200	147,400	82,917	230,317	250,800	230,310	2,310	
		盛土又は切土をする土地 の面積が4万平方メー トルを超え7万平方メー トル以内のもの				354,000	3,410	228,470	128,521	356,991	389,400	356,990	2,990	
		盛土又は切土をする土地 の面積が7万平方メー トルを超え10万平方メー トル以内のもの				498,000	4,790	320,930	180,533	501,463	547,800	501,460	3,460	
		盛土又は切土をする土地 の面積が10万平方メー トルを超えるもの				642,000	6,175	413,725	232,733	646,458	706,200	646,450	4,450	
	(226) 土石の堆積に関 する工事の許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の 面積が500平方メートル 以内のもの				16,000	160	10,720	6,030	16,750	19,200	16,750	750	
		土石の堆積を行う土地の 面積が500平方メートル を超え1,000平方メー トル以内のもの				18,000	180	12,060	6,784	18,844	21,600	18,840	840	
		土石の堆積を行う土地の 面積が1,000平方メー トルを超え2,000平方メー トル以内のもの				21,000	210	14,070	7,915	21,985	25,200	21,980	980	
		土石の堆積を行う土地の 面積が2,000平方メー トルを超え3,000平方メー トル以内のもの				24,000	240	16,080	9,046	25,126	28,800	25,120	1,120	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの				34,000	335	22,445	12,626	35,071	40,800	35,070	1,070	
		土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				37,000	365	24,455	13,757	38,212	44,400	38,210	1,210	
		土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの				44,000	430	28,810	16,207	45,017	52,800	45,010	1,010	
		土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの				58,000	565	37,855	21,295	59,150	69,600	59,150	1,150	
		土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの				78,000	755	50,585	28,456	79,041	93,600	79,040	1,040	
		土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの				114,000	1,105	74,035	41,647	115,682	125,400	115,680	1,680	
		土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの				138,000	1,330	89,110	50,127	139,237	151,800	139,230	1,230	
	(227) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料					642,000	6,175	413,725	232,733	646,458	706,200	646,450	4,450	
	(228) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料					138,000	1,330	89,110	50,127	139,237	151,800	139,230	1,230	
	(229) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの				10,000	100	6,700	3,769	10,469	13,000	10,460	460	
		盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				11,000	110	7,370	4,146	11,516	13,200	11,510	510	
		盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				12,000	120	8,040	4,523	12,563	14,400	12,560	560	
		盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの				13,000	130	8,710	4,900	13,610	15,600	13,610	610	
		盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの				15,000	145	9,715	5,465	15,180	18,000	15,180	180	
		盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				16,000	155	10,385	5,842	16,227	19,200	16,220	220	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		盛土又は切土をする土地 の面積が1万平方メート ルを超え2万平方メート ル以内のもの				17,000	170	11,390	6,407	17,797	20,400	17,790	790	
		盛土又は切土をする土地 の面積が2万平方メート ルを超え4万平方メート ル以内のもの				18,000	180	12,060	6,784	18,844	21,600	18,840	840	
		盛土又は切土をする土地 の面積が4万平方メート ルを超え7万平方メート ル以内のもの				20,000	200	13,400	7,538	20,938	24,000	20,930	930	
		盛土又は切土をする土地 の面積が7万平方メート ルを超え10万平方メート ル以内のもの				26,000	255	17,085	9,611	26,696	31,200	26,690	690	
		盛土又は切土をする土地 の面積が10万平方メート ルを超えるもの				27,000	260	17,420	9,799	27,219	32,400	27,210	210	
	(230) 開発行為許可申 請手数料	ア 主として自己の居住 の用に供する住宅の建築 の用に供する目的で行う 開発行為の場合は、当該 開発区域の面積に応じ、 次に掲げる区分												
		(ア) 0.1ヘクタール 未満				8,600	120	8,040	2,518	10,558	11,180	10,550	1,950	
		(イ) 0.1ヘクタール 以上0.3ヘクタール未満				22,000	300	20,100	6,295	26,395	26,400	26,390	4,390	
		(ウ) 0.3ヘクタール 以上0.6ヘクタール未満				43,000	600	40,200	12,590	52,790	51,600	51,600	8,600	
		(エ) 0.6ヘクタール 以上1ヘクタール未満				86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	
		(オ) 1ヘクタール以 上3ヘクタール未満				130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	
		(カ) 3ヘクタール以 上6ヘクタール未満				170,000	2,400	160,800	50,362	211,162	187,000	187,000	17,000	
		(キ) 6ヘクタール以 上10ヘクタール未満				220,000	3,000	201,000	62,952	263,952	242,000	242,000	22,000	
		(ク) 10ヘクタール以 上				300,000	4,200	281,400	88,133	369,533	330,000	330,000	30,000	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分												
		(ア) 0.1ヘクタール未満				13,000	180	12,060	3,777	15,837	15,600	15,600	2,600	
		(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満				30,000	420	28,140	8,813	36,953	36,000	36,000	6,000	
		(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満				65,000	900	60,300	18,886	79,186	78,000	78,000	13,000	
		(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満				120,000	1,680	112,560	35,253	147,813	132,000	132,000	12,000	
		(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満				200,000	2,760	184,920	57,916	242,836	220,000	220,000	20,000	
		(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満				270,000	3,720	249,240	78,061	327,301	297,000	297,000	27,000	
		(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満				340,000	4,680	313,560	98,205	411,765	374,000	374,000	34,000	
		(ク) 10ヘクタール以上				480,000	6,600	442,200	138,495	580,695	528,000	528,000	48,000	
		ウ その他の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分												
		(ア) 0.1ヘクタール未満				86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	
		(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満				130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	
		(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満				190,000	2,700	180,900	56,657	237,557	209,000	209,000	19,000	
		(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満				260,000	3,600	241,200	75,543	316,743	286,000	286,000	26,000	
		(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満				390,000	5,400	361,800	113,314	475,114	429,000	429,000	39,000	
		(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満				510,000	7,080	474,360	148,567	622,927	561,000	561,000	51,000	
		(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満				660,000	9,120	611,040	191,375	802,415	726,000	726,000	66,000	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		(ク) 10ヘクタール以上				870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	
	(231) 開発行為変更許可申請手数料					870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	
	(232) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料					46,000	636	42,612	13,346	55,958	55,200	55,200	9,200	
	(233) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料					26,000	360	24,120	7,554	31,674	31,200	31,200	5,200	
	(234) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積に応じ、次に掲げる区分												
		ア 0.1ヘクタール未満				6,900	96	6,432	2,014	8,446	8,970	8,440	1,540	
		イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満				18,000	252	16,884	5,288	22,172	21,600	21,600	3,600	
		ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満				39,000	540	36,180	11,331	47,511	46,800	46,800	7,800	
		エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満				69,000	960	64,320	20,145	84,465	82,800	82,800	13,800	
		オ 1ヘクタール以上				97,000	1,344	90,048	28,203	118,251	116,400	116,400	19,400	
	(235) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合				1,700	24	1,608	504	2,112	2,380	2,110	410	
		イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合				2,700	37	2,479	776	3,255	3,510	3,250	550	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		ウ 承認申請をする者が 行おうとする開発行為が ア及びイ以外のものである 場合				17,000	240	16,080	5,036	21,116	20,400	20,400	3,400	
	(236) 開発登録簿の写 しの交付手数料					470	7	469	147	616	705	610	140	
	(237) 鳥獣飼養登録申 請手数料若しくは更新申 請手数料又は登録票の再 交付申請手数料					3,400	140	9,380	783	10,163	4,420	4,420	1,020	
	(238) 温泉利用許可申 請手数料					35,000	635	42,545	618	43,163	42,000	35,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(239) 温泉利用の許可 を受けた地位の承継の承 認申請手数料					7,400	130	8,710	512	9,222	9,620	7,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必 要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	(240) 特定動物の飼養 又は保管の許可申請手数 料					15,000	314	21,038	0	21,038	18,000	18,000	3,000	
	(241) 特定動物の飼養 又は保管の変更許可申請 手数料					11,000	224	15,008	0	15,008	13,200	13,200	2,200	
	(242) 犬又はねこの引 取手数料	成犬又は成ねこ				2,095	51	3,417	0	3,417	2,724	2,720	625	
		子犬又は子ねこ				2,095	51	3,417	0	3,417	2,724	2,720	625	
	(243) 指定居宅サービ ス事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
	(244) 指定居宅サービ ス事業者指定更新申請手 数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
	(245) 指定地域密着型 サービス事業者指定申請 手数料	指定地域密着型介護老人 福祉施設				58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
		上記以外のもの				15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
	(246) 指定地域密着型 サービス事業者指定更新 申請手数料	指定地域密着型介護老人 福祉施設				17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
		上記以外のもの				10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
	(247) 指定居宅介護支 援事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
	(248) 指定居宅介護支 援事業者指定更新申請手 数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
	(249) 指定介護老人福 祉施設指定申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
	(250) 指定介護老人福 祉施設指定更新申請手数 料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	(251) 介護老人保健施設開設許可申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
	(252) 介護老人保健施設変更許可申請手数料 （構造又は設備の変更を伴うものに限る。）					33,000	545	36,515	2,524	39,039	39,600	39,030	6,030	
	(253) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
	(254) 介護医療院開設許可申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
	(255) 介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）					33,000	545	36,515	2,524	39,039	39,600	39,030	6,030	
	(256) 介護医療院開設許可更新申請手数料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
	(257) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料					5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	
	(258) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料					3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	
	(259) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料					5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	
	(260) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料					3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	
	(261) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
	(262) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
	(263) 第1号事業に係る指定事業者指定申請手数料	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業（以下「介護予防相当サービス事業」という。）				5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		介護保険法第115条の45 第1項第1号イに規定する 第1号訪問事業（介護予 防相当サービス事業を除 く。）であつて、同法第 115条の45の3第1項に規 定する指定事業者（以下 「指定事業者」とい う。）が行うこととされ ているもの（以下「第1 号訪問基準緩和サービス 事業」という。）				4,300	80	5,360	524	5,884	5,590	5,590	1,290	
		介護保険法第115条の45 第1項第1号ロに規定する 第1号通所事業（介護予 防相当サービス事業を除 く。）であつて、指定事 業者が行うこととされて いるもの（以下「第1号 通所基準緩和サービス事 業」という。）				4,400	80	5,360	524	5,884	5,720	5,720	1,320	
	(264) 第1号事業に係る 指定事業者指定更新申請 手数料	介護予防相当サービス事 業				3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	
		第1号訪問基準緩和サー ビス事業				2,300	42	2,814	458	3,272	2,990	2,990	690	
		第1号通所基準緩和サー ビス事業				2,400	42	2,814	458	3,272	3,120	3,120	720	
	(265) サービス付き高 齢者向け住宅の登録申請 手数料又は登録更新申請 手数料	住宅の戸数が10戸以下で ある場合				27,000	450	30,151	21	30,172	32,400	30,170	3,170	
		住宅の戸数が11戸以上 20戸以下である場合				30,000	510	34,170	21	34,191	36,000	34,190	4,190	
		住宅の戸数が21戸以上 30戸以下である場合				34,000	570	38,191	21	38,212	40,800	38,210	4,210	
		住宅の戸数が31戸以上 40戸以下である場合				37,000	630	42,210	21	42,231	44,400	42,230	5,230	
		住宅の戸数が41戸以上 50戸以下である場合				41,000	690	46,231	21	46,252	49,200	46,250	5,250	
		住宅の戸数が51戸以上 70戸以下である場合				48,000	810	54,270	21	54,291	57,600	54,290	6,290	
		住宅の戸数が71戸以上 100戸以下である場合				59,000	990	66,331	21	66,352	70,800	66,350	7,350	
		住宅の戸数が101戸以上 である場合				69,000	1,170	78,391	21	78,412	82,800	78,410	9,410	
	266 新号追加分													以下は、項目出しを行うもの。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	国民健康保険税資格等証明手数料					300	25	1,675	0	1,675	450	400	100	
	返納金納入証明手数料					300	22	1,474	1	1,475	450	400	100	
	原爆死没者名簿登載証明手数料					300	10	670	2	672	450	400	100	
	農地法の許可・受理証明手数料					300	75	5,025	0	5,025	450	400	100	
	農業従事者証明手数料					300	370	24,790	491	25,281	450	400	100	
	輸出証明書発行手数料					300	17	1,139	13	1,151	450	400	100	
	食品衛生監視票発行証明手数料					300	16	1,072	189	1,260	450	400	100	
	飲食店等営業届出の受理証明手数料					300	18	1,206	115	1,320	450	400	100	
	管理医療機器販売業届出の受理証明手数料					300	23	1,541	143	1,683	450	400	100	
	旅館業等営業届出の受理証明手数料					300	9	603	2	605	450	400	100	
	登録免許税の非課税措置に係る証明手数料					300	25	1,675	142	1,817	450	400	100	
	無料低額診療事業等における固定資産税の非課税措置に係る証明手数料					300	25	1,675	159	1,834	450	400	100	
	高齢者・障害者住宅整備資金貸付金残高証明手数料					300	25	1,675	2	1,677	450	400	100	
	生活保護受給証明等手数料					300	6	369	6	374	450	400	100	
	防火管理資格講習修了証明申請手数料					300	30	2,010	1	2,011	450	400	100	
	防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料					300	28	1,876	1	1,877	450	400	100	
	防災管理点検報告特例認定通知証明手数料					300	28	1,876	1	1,877	450	400	100	
	救急搬送証明手数料					300	20	1,340	2	1,342	450	400	100	
	固定資産税に係る各種受理証明手数料					300	6	402	12	414	450	400	100	
	長崎市立高等看護学院に係る証明手数料					300	89	5,963	50	6,013	450	400	100	

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
	保健所における申請及び許可又は届出にかかる証明手数料					300	21	1,407	2	1,409	450	400	100	
	道路、水路及び市有地等の境界等確認証明手数料					300	41	2,747	0	2,747	450	400	100	
						300	65	4,355	0	4,355	450	400	100	
	保育所等の入所に関する証明手数料					300	11	737	2	739	450	400	100	
	戸籍、住所に関する証明手数料					300	23	1,541	35	1,576	450	400	100	
	都市計画法施行規則第60条に基づく証明手数料					300	59	3,940	1,285	5,224	450	5,220	4,920	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明手数料					300	73	4,904	475	5,379	450	5,370	5,070	
	台帳記載事項に係る証明手数料					300	152	10,184	1	10,185	450	400	100	
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明手数料					300	18	1,226	475	1,701	450	400	100	
	被相続人居住用家屋確認書及び低未利用土地確認書交付申請手数料					300	10	670	8	678	450	400	100	
	認可地縁団体の告示事項に関する証明手数料					300	23	1,545	3	1,548	450	400	100	
	狂犬病予防注射手数料					2,580	50	3,350	429	3,779	3,354	3,350	770	細則の規定から条例に規定しなすもの。
	抑留した犬の飼養管理手数料					366	25	1,675	120	1,795	549	540	174	細則の規定から条例に規定しなすもの。
	抑留した犬の返還手数料					3,771	89	5,963	0	5,963	4,902	4,900	1,129	細則の規定から条例に規定しなすもの。
	市道に関する証明手数料					300	30	2,010	11	2,021	450	400	100	
	市営住宅に関する各種証明手数料					300	8	536	0	536	450	400	100	
長崎市手数料条例以外の手数料														
	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	犬猫等の死体 収集運搬及び処分				419	41	1,927	256	2,183	628	620	201	単位：1体につき
		ごみ、粗大ごみ等 収集 運搬及び処分 事業活動 によって生じたごみ				146	-	-	-	378	204	200	54	単位：指定袋1袋につき

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		ごみ、粗大ごみ等 収集 運搬及び処分 粗大ごみ 1m以下30kg以下				523	-	-	-	830	732	730	207	単位：1個につき
		ごみ、粗大ごみ等 収集 運搬及び処分 粗大ごみ 1m超～2m未満 30kg 超～60kg未満				1,047	-	-	-	1,660	1,465	1,460	413	単位：1個につき
		ごみ、粗大ごみ等 処分				63	-	-	-	203	87	80	17	単位：1回の搬入につき10キログラムまでごとに
		し尿 収集運搬及び処分 人頭制				1,173円 （無臭便槽の場合 にあつては、1世 帯ごとに便槽1基 につき838円を加 算して得た額）	-	-	-	-	-	1,173円 （無臭便槽の場合 にあつては、1世 帯ごとに便槽1基 につき838円を加 算して得た額）	-	今後のし尿収集業務の委託化の状況も踏まえながら、見直 しの検討を行う。 単位：世帯員1人につき1月
		し尿 収集運搬及び処分 従量制				419	-	-	-	-	-	419	-	今後のし尿収集業務の委託化の状況も踏まえながら、見直 しの検討を行う。 単位：1回の収集につき18リットルまでごとに
	長崎市障害福祉センター 条例、長崎市夜間急患セ ンター条例、長崎市国民 健康保険診療所条例、長 崎市診療所条例	普通診断書				3,142	25	3,430	35	3,465	4,085	3,460	318	
		特別診断書（複雑）				7,333	50	8,255	35	8,290	9,533	8,290	957	
		特別診断書（簡易）				5,238	40	6,325	35	6,360	6,809	6,360	1,122	
		普通証明				1,047	15	1,500	35	1,535	1,466	1,460	413	
		特別証明				2,095	20	2,465	35	2,500	2,724	2,500	405	
	長崎市屋外広告物条例	許可申請手数料 （積算根拠）				17,000	335	22,445	351	22,796	20,400	20,400	3,400	1申請（事業所ごと）で面積が異なる広告物をまとめた申 請となるため、1申請ごとの平均料金と1申請ごとの業務 量に基づく再算定を行った。 再算定20,400円/1申請の平均料金17,000円＝1.2（上昇率）
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するもの 0.5㎡未満				120						140	20	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するもの 0.5㎡以上1㎡未満				220						260	40	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 1㎡以上2㎡未満				460						550	90	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 2㎡以上5㎡未満				970						1,160	190	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 5㎡以上10㎡未満				1,900						2,280	380	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 10㎡以上20㎡未 満				3,400						4,080	680	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 20㎡以上30㎡未 満				5,600						6,720	1,120	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 30㎡以上40㎡未 満				7,900						9,480	1,580	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 40㎡以上50㎡未 満				11,000						13,200	2,200	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		広告塔、広告板、建築物 その他工作物等に掲出さ れ、又は表示されたもの 並びにこれらに類するも の 50㎡以上				11,450円に50㎡以 上の面積1㎡まで ごとに450円を加 算						13,740円に50㎡ 以上の面積1㎡ま でごとに540円 を加算	90	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		はり紙				5						5	0	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		はり札				120						140	20	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。

所管 委員会	手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金との 差額	備 考
		立看板				220						260	40	現行手数料に上昇率1.2を乗じる。
		講習手数料				2,000		2,345	327	2,672	2,800	2,000	0	長崎県及び佐世保市と料金改定に向けた協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		業登録手数料				10,000		12,395	716	13,111	13,000	10,000	0	長崎県及び佐世保市と料金改定に向けた協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	長崎市動物の愛護及び管理に関する条例	返還手数料				3,771	89	5,963	0	5,963	4,902	4,900	1,129	
	長崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	飼養管理費				366	25	1,675	120	1,795	549	540	174	